

○厚生労働省告示第三百十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前																								
別表 I～V（略） VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>材料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>001～009（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）</td> <td>1 g</td> <td><u>2,356円</u></td> </tr> <tr> <td>011～066（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> VII～IX（略）	品名	単位	材料価格	001～009（略）			010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	<u>2,356円</u>	011～066（略）			別表 I～V（略） VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>材料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>001～009（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）</td> <td>1 g</td> <td><u>2,227円</u></td> </tr> <tr> <td>011～066（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> VII～IX（略）	品名	単位	材料価格	001～009（略）			010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	<u>2,227円</u>	011～066（略）		
品名	単位	材料価格																							
001～009（略）																									
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	<u>2,356円</u>																							
011～066（略）																									
品名	単位	材料価格																							
001～009（略）																									
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	<u>2,227円</u>																							
011～066（略）																									